

様式第21号（日日雇い入れられる者）

[illegible]

保存：賃金台帳は、最後に記入した日（賃金の支払期日のほうが遅ければ支払期日）から5年間（経過措置により当分の間は3年間）保存します。（労働基準法109条・附則143条、施行規則56条）。